

#### 会長の挨拶 17 職業の本質—その 4—

中世において専門職業は封建制社会の正統な身分であったところから、その生活の保障は封建的俸禄によって行われ、自ら金銭獲得の方策を講じなくても済むような形で身分が保障されていた。これに対して商人にはこの様な保障がなかったから商人は、自らの生活の保障を目的として、直接金銭の獲得を行わなければならない、このことは本来、封建制社会の枠内の職業か、枠外の職業かというところからその性格が規定されているにもかかわらず、これが職業そのものの格付けに用いられたことは致し方のないことであった。

そして、この職業を専門職業と職業とに二分するやり方は厳然として君臨していたので、末端の不明確な職業もそのいずれかに分けて考えられる様になった。例えば医者や裁判官・弁護士の如きは、封建社会では比較的身分が低かったのもので、その大多数の者には俸禄は与えられなかったから、彼等は個々の医療行為や裁判事務から生計を立てなければならなかった。しかし、彼らは本来僧侶階級の末端に位していたので、その行為そのものは神に奉仕する行為と考えられ、かくして、その行為に対する報酬の請求は認められなかった。この点は今日の何人かの医者やイギリスの法廷弁護士 **Barrister** については依然として守られているものである。

つまり、これらの専門職業人は、訴訟依頼人や患者の自由意思に専ら任せられていたところの謝礼の金額如何に拘わらず、自己の良心と客観的真理に関する知識の全力を投入することを義務付けられ、この故に、その言動に万貫の重みと、社会人一般の尊敬を一身に集める結果となり、社会の良心と成るに到ったのである。

(小堀憲助著 『ロータリー思想の理論構造』より引用)